

## 豊川市資源と家庭ごみ収集カレンダー広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊川市広告掲載要綱（平成18年10月13日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、豊川市が発行する「資源と家庭ごみ収集カレンダー」への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 「資源と家庭ごみ収集カレンダー」に掲載する広告の範囲は、要綱第6条に定めるところによるものとする。

(広告の掲載箇所、掲載位置及び枠数)

第3条 広告の掲載位置及び枠数は、次のとおりとする。

- (1) 掲載位置 「資源と家庭ごみ収集カレンダー」下部
- (2) 枠数 3枠

(広告の掲載規格)

第4条 広告の掲載規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦4cm×横9cm以内
- (2) 配色 4色（シアン、マゼンダ、イエロー、ブラック）

※JIS規格の色に限る

(広告の募集方法)

第5条 広告の募集は、「広報とよかわ」等において公募の方法により行うものとする。

(広告の掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、豊川市資源と家庭ごみ収集カレンダー広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 広告原稿（案）
- (2) 会社案内等（会社の概要が分かるもの）
- (3) 同意書兼市税滞納情報照会書（様式第2号）
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容について、要綱及び豊川市広告掲載基準（平成18年10月13日実施）の規定に基づき審査を行い、広告の掲載の可否を決定する。この場合において、広告掲載希望者の数が第3条第2号に規定する枠数を超えたときは、次に掲げる順位により広告の掲載の決定を行うものとする。

- (1) 第1順位 市内に本社若しくは本店を有する事業者等
- (2) 第2順位 市内に支店、営業所等を有する事業者等
- (3) 第3順位 前2号のいずれにも該当しない事業者等

2 前項の規定によってもなお広告掲載希望者の数が第3条第2号に規定する枠数を超えるときは、先着順により決定する。

3 市長は、広告の掲載の可否を決定したときは、豊川市資源と家庭ごみ収集カレンダー広告掲載・不掲載決定通知書（様式第3号）を広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、類似する広告の市場価格等を勘案し、市長が定めた額とする。

2 前条第3項の規定により広告の掲載の決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を市長が指定する期日までに一括して納付しなければならない。

(広告原稿の作成)

第9条 広告主は、市長が指定する方法により作成した広告原稿を、市長が指定する期日までに提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告原稿の変更)

第10条 市長は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると認めるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、前項の規定により市長から広告の内容等の変更を求められた場合は、協議に応じなければならない。

3 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更するときは、広告の掲載開始日の90日前までに豊川市資源と家庭ごみ収集カレンダー広告掲載変更申込書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（広告掲載の取下げ）

第11条 広告主は、自己の都合により「資源と家庭ごみ収集カレンダー」への広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、豊川市資源と家庭ごみ収集カレンダー広告掲載取下届（様式第5号）により、「資源と家庭ごみ収集カレンダー」発行日の90日前までに市長に申し出なければならない。

（広告掲載の取消し）

第12条 市長は、次の各号に該当するときには、直ちに広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する日までに第8条第1項に規定する広告掲載料が納付されないとき、又は納付する見込みがないと認めるとき。
- (2) 指定する期日までに広告の原稿の提出がないとき。
- (3) 広告主から広告の掲載の取下げの申出があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載を継続することが適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、豊川市資源と家庭ごみ収集カレンダー広告掲載決定取消通知書（様式第6号）を広告主に通知するものとする。

（広告掲載料の還付）

第13条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなったと認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料は全額とする。

3 広告掲載料の還付を受けようとする者は豊川市資源と家庭ごみ収集カレンダー広告掲載料還付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（広告主の責務）

第14条 広告主は、広告の掲載の内容その他広告に関するすべての事項につ

いて、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(損害賠償)

第15条 市長は、広告主の責めに帰すべき事由により市に損害が生じたときは、広告主に対し損害賠償を請求するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載の基準に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成29年8月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現に改正前の豊川市資源と家庭ごみ収集カレンダー広告取扱要領の規定に基づいて作成されている豊川市資源と家庭ごみ収集カレンダー広告掲載申込書その他の用紙は、改正後の豊川市資源と家庭ごみ収集カレンダー広告取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。